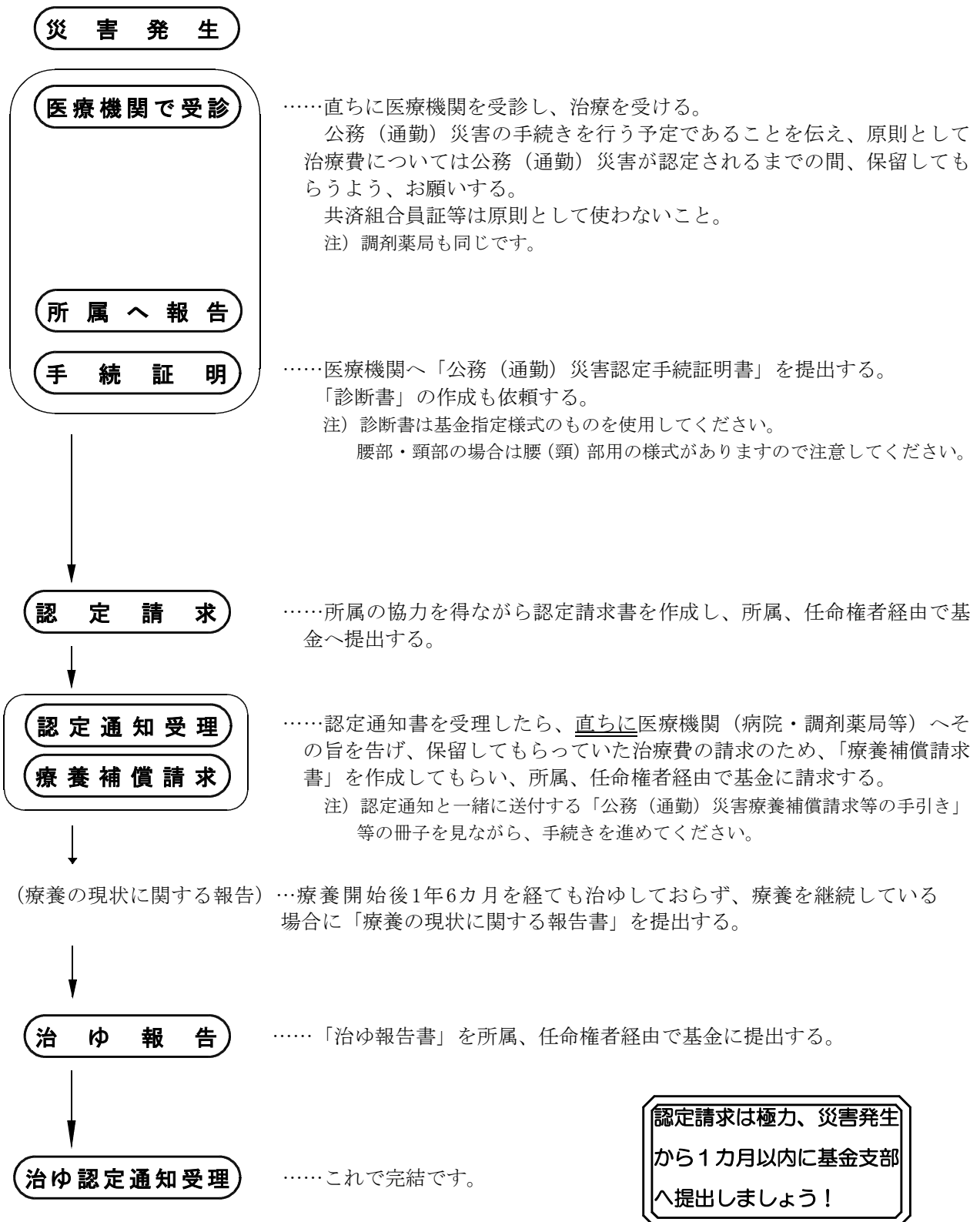


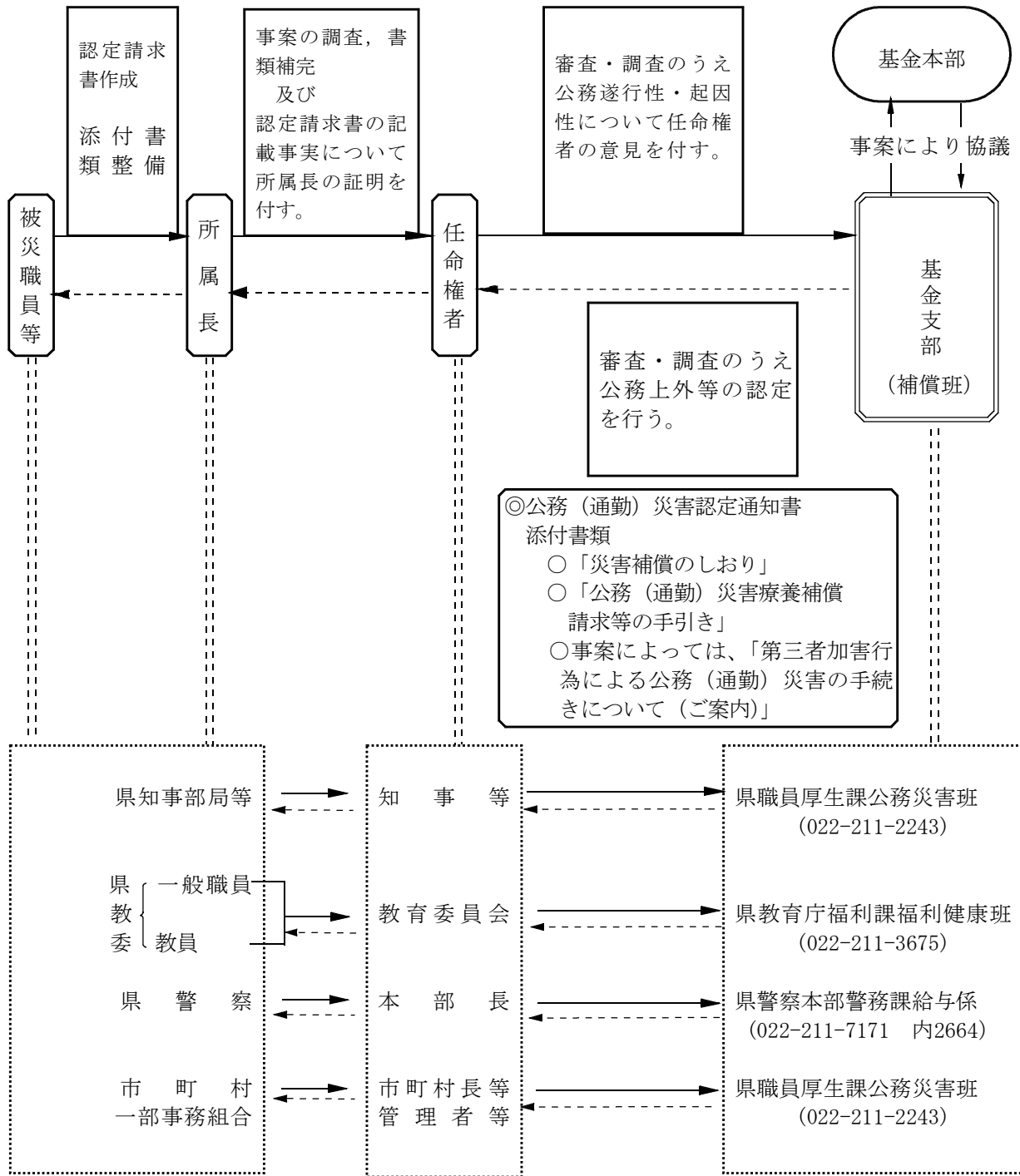
## 第 2 認定請求に関する事務

## 災害が起きてしまったら・・・

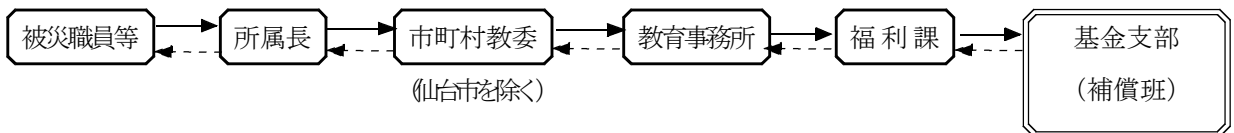
ここで示しているのは一般的な流れです。交通事故等の第三者加害などについては異なる場合もありますので注意してください。



— 認定事務の流れ —



注) 公立小中学校の県費負担職員については、次のような手続きになります。

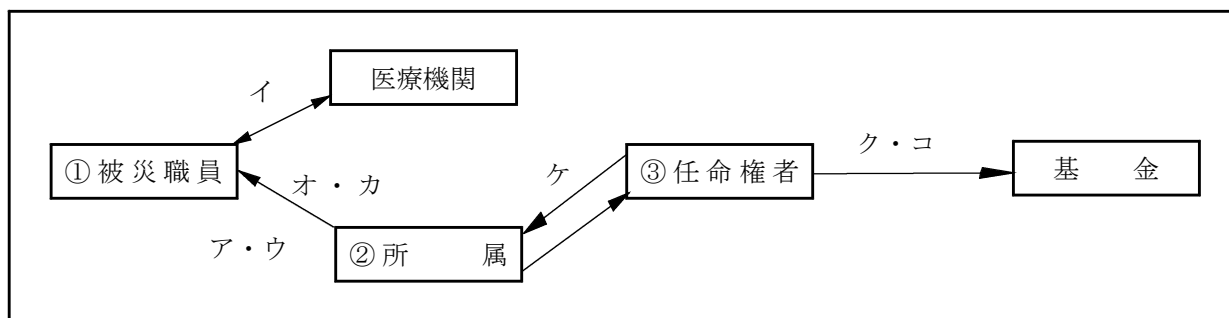


# 1 災害発生から認定請求までの手続き

## (1) 被災職員・所属・任命権者の対応

所属の職員に災害が発生した場合は、以下の点に留意して対応してください。

なお、ここで示しているのは一般的な流れです。交通事故等の第三者加害などについては、「第3 第三者加害事案に関する事務」を参照してください。



### ① 被災職員の対応

#### ア 所属への報告

災害の発生により、負傷したあるいは疾病を発症したときは、速やかに所属へ事故の状況、負傷の程度等について報告してください。

また、災害の種類・状況によって必要なときは、警察等の関係機関へ連絡してください。

#### イ 医療機関の受診

早急に医療機関で受診・治療を受けてください。

医療機関には、公務（通勤）災害の手続を行う予定であることを伝え、原則として治療費については公務（通勤）災害が認定されるまでの間、保留してもらうようお願いし、できるだけ共済組合員証等は使用しないでください。なお、速やかに「公務災害（通勤災害）認定手続証明書」【29頁参照】を医療機関に提出し、併せて「公務傷病等診断書」（指定様式）【32頁参照】の作成を依頼してください。

#### ウ 認定請求書の作成

所属の協力を得ながら、「公務（通勤）災害認定請求書」【30～47頁参照】及び必要な添付資料を作成してください。（2 認定請求書及び添付資料【26～27頁参照】）

### ② 所属の対応

#### エ 任命権者への報告

被災職員から報告を受けたときは、その内容について任命権者へ事故の状況、傷病名、負傷の程度等について報告してください。

#### オ 被災職員への指導・助言

事実関係を調査するとともに被災職員に対して適切な指導・助言を行ってください。

#### カ 認定請求書の作成への協力

事実関係を調査した上で、公務（通勤）災害の認定に必要な資料を調査するとともに被災職員の認定請求書の作成に際し積極的に協力してください。

キ 任命権者への送付

当該災害について所属長の証明を付した上で、任命権者へ認定請求書及び添付資料を送付してください。

③ 任命権者の対応

ク 基金への報告

所属から報告を受けたときは、特に重大と思われる事案（死亡、脳・心臓・精神疾患等）については早急に基金へ報告してください。

ケ 認定請求書の補正

事実関係を十分調査した上で、認定請求書及び添付資料に不備があれば補正させてください。

コ 基金への提出

当該災害について任命権者の意見を付した上で、基金へ認定請求書および添付資料を提出してください。

(2) 認定請求書の作成

認定請求は、療養補償等を受けようとする被災職員又はその遺族（認定請求者）が、公務災害については「公務災害認定請求書」を、通勤災害については「通勤災害認定請求書」を所属部局から任命権者を經由して基金に提出することにより行われます。また、認定請求書には、必要に応じ資料を添付しなければなりません。【30～47頁参照】

① 認定請求書

認定請求書は、公務又は通勤による災害であることの認定を請求しようとするものであり、災害及びその発生状況を明らかにする書類です。

認定請求書は認定の請求者が記載します。事務担当者は認定請求者が事実のみを具体的に記載し、推測や憶測による記載をしないよう指導してください。

なお、被災職員が入院などのため、事務担当者が代筆しなければならないような場合は、記載した内容について必ず認定請求者に確認を受けるとともに代筆した旨を記載してください。

② 添付資料

認定請求書には、傷病に関する医師又は歯科医師の診断書やその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを確認するために必要な事項を記載した書類を添付しなければなりません。

添付書類は、認定請求をしようとする災害に関する発生状況の説明を補完し、公務又は通勤による災害であることを立証するために必要なものです。したがって、所属部局では認定請求しようとする災害に応じて、それぞれ必要な資料が添付されるように認定請求者を支援しなければなりません。

(3) 認定請求書の提出

前記(2)により作成した認定請求書を所属部局に提出し、記載事項について所属部局の長の証明を受けます。さらに任命権者が意見を付し、基金に提出することになります。

① 所属部局の長の証明

所属部局では、認定請求者から認定請求書が提出されたときは、次の点を確認の上、記載事項が

事実であることの証明をしてください。

- ・ 認定請求書に必要な事項がもれなく記載されているかどうか。
- ・ 記載事項が事実であるかどうか。

その際、認定請求書に添付する資料及び事実を証明するために必要な資料などを調整・補完します。

## ② 任命権者の意見

基金支部は、認定を行うに当たっては、被災職員の任命権者の意見を聴かなければならないとされています。

したがって、被災職員の任命権者は、認定請求された災害が公務又は通勤による災害に該当するかどうかの意見を必ず付さなければなりません。

認定に当たって、任命権者の意見を聴くこととされているのは、請求された災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについて、任命権者が職務上の知識及び通勤の実態などを詳細に把握していることなどが考慮されたことによるものです。

任命権者の意見を付した認定請求書は、直ちに基金支部に提出してください。

## (4) 認定及び通知

### ① 認定

基金支部は、認定請求者から任命権者を通じて提出された認定請求書、添付資料をもとに請求内容を審査し、公務上・公務外、通勤災害該当・非該当を認定します。

認定に至るまでの審査は、災害の事実確認、認定基準の適用の二つの過程から成り立っています。

#### ア 災害の事実確認

災害の事実確認は、原則として認定請求書や添付資料による書類での審査です。したがって、記載内容に不明確なところがあれば、当然それが認定に影響を及ぼすことになります。

認定請求に際しては、提出書類（認定請求書、診断書、現認書、その他の添付資料）の中に食い違いはないか、はっきりしないところはないかなどの点検・確認が必要となります。また、提出された後に審査の過程で不足する資料等がある場合には、任命権者を經由して照会することもあります。その際には、できるだけ迅速かつ的確な対応をしてください。

#### イ 認定基準の適用

確認された事実に基づいて、請求された災害を認定基準により認定します。（認定基準については、地方公務員災害補償基金発行の「関係通達集」を参照願います。）

通常、認定は基金支部限りで行われますが、理事長に協議すべき事案については、本部の意見を聴かなければなりませんので、認定までに日数を要します。

### ② 認定の通知

認定を行った基金支部は、その結果を認定通知書によって、任命権者及び請求者に通知します。

認定通知書には、公務上・公務外又は通勤災害該当・非該当が明示してあり、公務上又は通勤災害該当の通知には、認定番号が付してあります。この認定番号は、後の補償請求の際に認定された災害を特定するものとして一貫して使われますのでいつでも分かるようにしておいてください。

また、公務上又は通勤災害該当と認定された請求者に対して、認定通知書とともに補償の仕組みや

請求手続を簡略に記した「公務(通勤)災害療養補償請求等の手引き」を任命権者を通じて送付します。

公務災害担当者は公務上又は通勤災害該当の認定通知があった場合は、必要な補償について直ちに請求手続を行うように指導してください。

なお、公務上又は通勤災害該当と認定された事案が第三者の加害行為による場合には、これらの外に「第三者加害行為現状(結果)報告書」を送付しますので、所属長及び任命権者を經由して提出してください。

#### ア 「急性症状に限定して」公務上又は通勤災害該当の認定

認定請求された災害が公務上又は通勤災害該当と認定した場合でも、認定通知書に「急性症状に限定して公務上の災害(通勤災害該当)と認定しました。」と記載するものがあります。

これは、認定した負傷ないし疾病に関して、被災職員に既疾患あるいは基礎疾患が認められたため、公務又は通勤によって生じたと判断される疾病などの急性増悪部分のみが公務上又は通勤災害と認定したものであることを表したものです。

この場合、認定された負傷又は疾病に係る療養補償の範囲は、原則としてその発症又は増悪の前の状態に回復するまで、あるいは急性症状が消退して慢性症状に移行したと認められる時期までとなります。

#### イ 重大な過失などによる災害の認定

公務上又は通勤災害該当と認定された災害又はその原因となった事故が、被災職員の重大な過失などによるものであることが明記され、通知されます。

この場合、補償の請求に際しては、障害補償などに一定の補償制限が加えられることとなります。

## 〈血液汚染事故（針刺し事故）にあった場合〉

### 1 血液汚染事故について

公務災害の対象となる傷病は、認定基準上、公務災害の認定を行う前提となる傷病が発症（発生）している場合に限られますが、病院等において医師や看護師が医療活動中に誤ってB型肝炎、C型肝炎及びHIV等に汚染された血液（汚染血液）に使用された針を手足等に刺す事故（針刺し事故）や既存の負傷部位及び眼球等に汚染血液等が付着した場合には、その疾病の有する特殊性から特別な扱いとなっており、実際に感染（発症）していない段階においても、その恐れがある場合には、例外的に「B型肝炎感染の疑い」といった傷病名で公務上の災害と認定し、受傷部位の洗浄、消毒等の処置、予防的な治療・検査をするものです。

なお、発症した場合には、公務と相当因果関係をもって発症したと認められる限り、公務上の災害として他の疾病と同様に補償の対象となります。

### 2 公務災害となる範囲等

#### (1) B型肝炎

##### ① 特徴

感染力が非常に強く、効果的な予防方法が医学上確立されていることから、発症前であっても当該負傷等を災害とみなして一定の処置や検査について療養補償の対象としています。

なお、潜伏期間は感染後概ね2か月から6か月の場合が多いとされています。

##### ② 認定要件

ア 公務上負傷し、当該負傷を原因としてHBs抗原陽性血液による汚染を受けたこと。（既存の負傷部位にHBs抗原陽性血液が付着したこと。）

イ HBウイルス感染の危険が極めて高いと判断されること。

##### ③ 療養補償の範囲

ア 縫合、消毒、洗浄等の処置

イ 受傷直後の抗体検査

ウ 抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射（血液汚染後48時間以内に投与すれば、その発症に対して極めて有効）

エ B型肝炎ワクチン（当該血液がHBe抗原陽性の場合に限る）

オ 経過観察中の定期的な検査

#### (2) C型肝炎

##### ① 特徴

感染力は低いものの一旦感染すると慢性化し、肝硬変や肝臓に移行する等その結果に着目して、発症前であっても当該負傷等を災害とみなして一定の処置や検査について療養補償の対象としています。なお、潜伏期間は概ね2週間から16週間に場合が多いとされています。



## ② 認定要件

HCV（C型肝炎ウイルス）に汚染された血液等を含む注射針等により公務上負傷したこと。  
（既存の負傷部位、眼球等にHCVに汚染された血液等が付着したこと。）

## ③ 療養補償の範囲

- ア 縫合、消毒、洗浄等の処置
- イ 受傷直後の抗体検査
- ウ その後の定期的な検査

## (3) エイズ（後天性免疫不全症候群）

感染者の増加に伴う社会的関心の高まりや疾病の特殊性に着目して、発症前であっても当該負傷等を災害とみなして一定の処置や検査について、(2)のC型肝炎の場合と同様に扱われます。

## (4) ATLA（成人T細胞白血病）

感染率がHIVよりも高いこと、発症した場合の死亡率が高いことから、C型肝炎等の場合と同様に取り扱われます。

## ※ 梅毒

梅毒については、既に治療方法が確立されていること等から、必ずしもB型肝炎等と同様の取扱いをすべきものとは認められないため、原則として梅毒を発症した場合において災害として取り扱うこととなります。

## 3 汚染血液が明らかでない場合の取扱い

- (1) 病院内で使用されたことは明らかであるが、その患者が特定できない注射針で受傷した場合については、病院内に上記2に掲げる患者がいて、その者に使用した可能性があり、感染の危険性が高いと医師が判断した場合には、上記2の場合と同様に扱われます。
- (2) 不特定多数の者が使用した注射針で受傷した場合（例えば清掃職員が不燃ごみの中にあった注射針を刺した場合）においても、感染の危険性が高いと医師が判断した場合には、上記2と同様に扱われます。

## 4 経過観察期間について

これら災害に関する経過観察期間は、事故後概ね6カ月程度であり、特に主治医が検査の必要性を認めた場合でも、1年以内に限り療養補償の対象とするものです。期間経過後は、速やかに治癒報告書を提出するようにしてください。

### 【留意事項】

下記の場合は原則として療養補償の対象にはなりませんので、特に注意してください。（たとえ医師の判断でこのような治療がなされても、被災職員の負担となる場合があります。）

- ① 負傷を伴わず単に汚染された血液が皮膚に付着した場合の事故
- ② 負傷、血液の付着以前から既に感染していたことが判明している場合や負傷等の直後に行われた検査により明らかになった場合におけるその後の検査料
- ③ HBe抗原陽性血液以外の場合でB型肝炎ワクチンの投与
- ④ C型肝炎に係る経過観察中のインターフェロン製剤やグロブリン製剤の投与

## 2 認定請求書及び添付資料一覧

災害事例に対応した認定請求書及び添付資料の主要一覧については、次表のとおりですので参考にして  
 なお、各所属の事務担当者は、認定請求に必要な添付資料について確認し、不備があれば添付するよう

添付書類	通 常 事 案																	
	公務災害認定請求書	通勤災害認定請求書	公務傷病等診断書	被災職員の血液検査票の写	公務傷病等診断書（腰部疾患）	公務傷病等診断書（頸部疾患）	腰部疾患状況報告書	頸部疾患状況報告書	公務災害（通勤災害）経過報告書	現認書又は事実証明書	災害発生現場見取図	被災の状況図※イラスト又は写真	出勤簿の写	既往病歴報告書	時間外勤務命令簿の写	研修訓練実施の文書の写	出張命令簿の写	通勤届の写
区分																		
様式掲載ページ	P97	P99 P101	P105	任意	P106	P107	P109	P112	P104	P108	任意	任意	任意	P114	任意	任意	任意	任意
記載例掲載ページ	P30	P30 P46	P32						P33	P34 P35	P36	P36						
公 務 傷 災 害	① 勤務時間内	○	○						○	○	○	○	○	△				
	② 時間外(休日)勤務	○	○						○	○	○	○	○	△	○			
	③ 訓練・研修中	○	○						○	○	○	○	○	△		○		
	④ 出張・外勤中	○	○						○	○	○	○	○	△			○	
	⑤ 特別な状況下 の出退勤途上	○	○						○	○	○	○	○	△				○
	⑥ レクリエーション 参加中	○	○						○	○	○	○	○	△				
	⑦ 血液汚染事故 (肝炎疑い等)	○	○	○					○	○	○	○	○	△				
	⑧ 一般疾病	○	○						○	○	○	○	○	○				
	⑨ 腰部疾患 (腰部捻挫含む)	○				○		○	○	○	○	○	○					
	⑩ 頸部疾患 (頸部捻挫含む)	○					○		○	○	○	○	○					
	⑪ 脳・心臓疾患	○	○						○	○	○	○	○	○				
	⑫ 精神疾患	○	○						○	○	○	○	○	○				
	⑬ 通勤災害		○	○		△	△	△	△	○	○	○	○	○	△			△

※1 ○は必ず添付し、△は必要に応じて添付するものです。

ください。

指導してください。

交通事故の場合		第三者加害行為の場合					その他の添付資料
事故発生状況報告書	交通事故証明書（原本）※3	第三者加害行為による災害状況届	誓約書	補償先行申出書	確約書	示談書の写し（締結済の場合）	
P115	指定様式	P116	P119	P118	P120	任意	
P59		P60	P62		P63	P64	
○	○	○	○	△	△	△	事務分掌一覧表等（教員の場合）時間割、部活動練習計画書、当日の部活動承認等（交替勤務の場合）勤務割表、勤務時間に関する規程、作業日誌等（宿日直勤務の場合）宿日直勤務命令簿、作業日誌等（消防職員の場合）出勤記録等
○	○	○	○	△	△	△	（時間外・休日勤務命令簿が無い場合）作業日誌等でこれに代わる資料（口頭で命令した場合）「被災職員名、命令した内容、年月日、超勤時間」等のわかる所属長の証明書等（教員の部活動の場合）練習計画書、承認書、顧問一覧表
○	○	○	○	△	△	△	（訓練）訓練実施にかかる通知、参加者名簿（研修）研修実施にかかる通知、研修者名簿、研修日程表
○	○	○	○	△	△	△	出張経路図、公用車使用簿、自家用車使用簿（口頭による出張命令の場合）「用務先、用務内容」等のわかる所属長の証明書、出張用務にかかる開催通知
○	○	○	○	△	△	△	経路図、勤務時間を証明する資料（交替制勤務の場合）勤務割表（勤務を要しない日の場合）勤務を要しない日の指定簿（宿日直勤務の場合）宿日直勤務命令簿（特に勤務を命ぜられた場合）その事実を証明する資料
○	○	○	○	△	△	△	レクリエーション実施計画、関係規程、開催通知、開催要領、参加者名簿（勤務時間中の場合）服務上の取扱いを証明する資料（共催団体がある場合）役割分担表
○	○	○	○	△	△	△	勤務割表、作業日誌等の写（被災職員の血液検査表は被災直後の検査結果写を添付すること）
							勤務内容と疾病との関連資料
○	○	○	○	△	△	△	（非災害性の腰痛の場合）職歴及び業務内容についての資料、被災前1週間の勤務・生活等の状況、勤務形態についての資料
○	○	○	○	△	△	△	
							心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の認定調査票、当該調査票に関連する必要な資料
							精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査票(1)(2)、当該調査票に関連する必要な資料
○	○	○	○	△	△	△	経路図、勤務時間を証明する資料（交代制勤務の場合）勤務割表（同乗者が被災した場合）相手車の運転者が第三者になるとともに、自車の運転者も第三者になるので、両者に関する添付資料が必要

※2 上記のほか、認定上必要と認められる資料を追加提出してもらう場合があります。

※3 自損事故の場合、交通事故証明書は不要です。

**公務(通勤)災害認定請求チェックリスト**

市町村・一部事務組合名 ( )

担当者(所属 ) 氏名 ) 電話 )

被災職員名 ( ) 災害発生日 ( 月 日 ( ) 時 分)

腰部・頸部事案 (該当・非該当) 第三者加害事案 (該当・非該当)

基本の書類

	書類名	チェック事項等
共通	<input type="checkbox"/> 請求書	<input type="checkbox"/> 公務災害用と通勤災害用、それぞれの様式を用いること <input type="checkbox"/> 年月日は、請求人請求→所属長証明→任命権者 の順 <input type="checkbox"/> 傷病名は診断書と一致すること <input type="checkbox"/> 任命権者の意見の記載漏れがないか。
	<input type="checkbox"/> 診断書 注) 指定様式です (腰(頸)部用有り)	<input type="checkbox"/> 腰部・頸部疾患の場合は、腰(頸)用診断書用様式を用いること <input type="checkbox"/> 傷病名が「～の疑い」の場合は確定診断名に修正してもらうこと。 (HCV等の血液汚染を除く。)
	<input type="checkbox"/> 経過報告書	<input type="checkbox"/> 医療機関ごとに作成する <input type="checkbox"/> 直近の情報(治ゆしてれば治ゆ日)まで記載する
	<input type="checkbox"/> 現認書・事実証明書	<input type="checkbox"/> 記入者は適切か(被災職員自身を書くものではありません。)
	<input type="checkbox"/> 現場見取図	
	<input type="checkbox"/> 被災状況のイラスト又は写真	
	<input type="checkbox"/> 出勤簿(写)	
腰頸部	<input type="checkbox"/> 腰(頸)部状況報告書	
交通事故	<input type="checkbox"/> 事故発生状況報告書	
	<input type="checkbox"/> 事故証明書(原本)	<input type="checkbox"/> 人身用となっているか。
第三者加害事案	<input type="checkbox"/> 第三者加害行為による被災状況届	<input type="checkbox"/> 補償先行か示談先行かチェックを忘れていないか。 <input type="checkbox"/> 共済組合員証使用の有無にチェックを忘れていないか。
	<input type="checkbox"/> 誓約書	
	( <input type="checkbox"/> 補償先行申出書)	補償先行を申し出る時のみ提出する
	( <input type="checkbox"/> 確約書)	同上
	( <input type="checkbox"/> 示談書(写))	認定請求時に示談成立している場合は添付する

その他の添付資料

	添付書類
時間外勤務中	<input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿(時間外勤務命令が出ていない場合は所属長の証明、勤務日誌等)
宿日直勤務中	<input type="checkbox"/> 宿日直勤務命令簿 <input type="checkbox"/> 作業日誌
訓練中	<input type="checkbox"/> 実施通知、参加者名簿
研修中	<input type="checkbox"/> 実施通知、研修日程表、参加者名簿
出張中	<input type="checkbox"/> 出張命令簿(口頭命令の場合は所属長の証明、公用車使用簿等) <input type="checkbox"/> 出張用務に係る開催通知 ( <input type="checkbox"/> 出張経路図(出張経路上の被災の場合))
針刺し事故	<input type="checkbox"/> 被災職員の血液検査結果の写し(被災直後のもの) <input type="checkbox"/> 汚染源の血液検査結果 注) 被災職員の血液検査結果が(-)であること 汚染血液又は汚染状況不明の血液(患者の血液検査未実施、患者の特定できない針での負傷等)に使用した針で負傷したことをよく確認してください。
レクリエーション	<input type="checkbox"/> 企画立案実施に係る一連の起案の写し <input type="checkbox"/> 開催要領 <input type="checkbox"/> 開催通知 <input type="checkbox"/> 参加者名簿 <input type="checkbox"/> 職専免等服務上の取扱いの関係書類 注) 地方公務員法第42条に基づくもので任命権者が企画立案実施したものか確認できる書類を提出願います。
(教員) 授業中 部活動指導中 (講師)	<input type="checkbox"/> 時間割表 <input type="checkbox"/> 顧問一覧 <input type="checkbox"/> 部活動承認、練習計画書等 <input type="checkbox"/> 辞令(写)
(交代制勤務職員)	<input type="checkbox"/> 勤務割表 <input type="checkbox"/> 勤務時間に関する規程
(消防職員)	<input type="checkbox"/> 出勤記録等
(調理員)	<input type="checkbox"/> 当日の献立表
通勤災害	<input type="checkbox"/> 通勤届 <input type="checkbox"/> 経路図 ( <input type="checkbox"/> 勤務時間を確認できる書類(時間外勤務命令簿、交替制勤務職員の場合の勤務割表等)) 注) 特別な状況下での出退勤の場合、「公務災害」として請求してください。(認定基準1の(1)のキ参照)

【共通】部分のほかはそれぞれに必要な書類を提出してください。  
審査に必要なため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

### 3 認定請求書等の記載要領及び記入例

#### (1) 公務災害（通勤災害）認定手続証明書

支部様式第 101 号

## 公務災害（通勤災害）認定手続証明書

令和〇年**2月28日**

(医療機関名)

〇〇**病院長** 様

(所属長職・氏名)

〇〇**町役場** 〇〇**課**

〇〇**課長** 〇〇×××**印**

下記職員は下記の災害について、地方公務員災害補償基金宮城県支部長に対して、公務災害（通勤災害）の認定請求を行います。

この災害が、公務上の災害（通勤による災害）と認定されましたら、被災職員（又は下記の所属担当者）が速やかに治療費の請求に必要な書類をお届けしますので、それまでの間、治療費の請求をお待ちいただきますようお願いいたします。（※公務災害・通勤災害に係る治療については、法的に共済組合等からの給付は受けられません）

なお、認定請求手続を行う際に公務傷病等診断書（別添指定様式）が必要となりますので、作成について併せてお願いいたします。

#### 記

被災職員	所属名	〇〇 <b>町役場</b> 〇〇 <b>課</b>
	職・氏名	<b>主事 宮城 太郎</b>
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）
	住所	<b>仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号</b>
災害発生日時	令和〇〇年 <b>2月28日（火）</b> 午前・ <b>午後 2時15分</b> ごろ	
災害概要	公務傷病等診断書（別添指定様式）災害発生状況のとおり	
事務連絡先	公務災害事務担当者名（〇 〇） TEL（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	

状況に応じて適切な字句を用いてよい。

(手続先)

地方公務員災害補償基金宮城県支部（TEL 022 - 211 - 2243）

〒980 - 8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県総務部職員厚生課内

(2) 公務災害認定請求書

様式第1号

公務災害認定請求書		* 認定 番号
地方公務員災害補償基金宮城県支部長殿  下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		請求年月日 令和〇〇年〇月〇日
		(〒000-0000) 請求者の住所 <u>仙台市〇〇区〇〇町</u> <u>〇丁目〇〇番〇〇号</u> ふりがな <u>みやぎ たろう</u> 氏 名 <u>宮城 太郎</u> 被災職員との続柄 <u>本人</u>
被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局・課・係名 (電話000-000-0000)
	<u>〇〇〇町</u>	<u>〇〇〇公民館△△係</u>
	被災時で記入	
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号	<u>〇〇〇〇第〇〇〇〇〇〇号</u>
	被災時の年齢	
	ふりがな <u>みやぎ たろう</u> <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 氏 名 <u>宮城 太郎</u> 昭和△年 △月 △日生 (△△歳)	常勤職員と同様の勤務形態で18日以上勤務した月が引き続き12月を超えるに至った者で、以後同様の勤務を要するとされる者をいいます。
	職 名 <u>主事(例:主事、技師、消防士、巡査、教諭等)</u> <input checked="" type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	
	災害発生の日時 令和〇年 <u>2月28日</u> (火曜日) 午 <u>前</u> <u>2時15分</u> ごろ	非災害性の疾病等の場合は、医師の診断によって発症が確定した日
災害発生の場所 <u>〇〇郡〇〇町〇〇〇番〇号</u> <u>〇〇〇町役場2階東側階段</u>	施設名だけではなく所在地まで記入	
傷 病 名 <u>左手首捻挫 左足関節骨折</u> - 診断書の傷病名と一致すること	正午は午後0:00分 真夜中は午前0:00分	
傷病の部位及びその程度 <u>左手首 左足関節 約60日の通院</u> - 診断書から移記		

*受 理	令和 年 月 日	*認 定	令和 年 月 日
*通 知	令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 公務上 <input type="checkbox"/> 公務外

[注意事項]

- 1 請求者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に√印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 「2災害発生の状況」又は「\*5任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

※37～46頁の記入例も参考にしてください。

2 災 害 発 生 の 状 況	できるだけ詳しく記載します。説明しにくい場合は、写真、イラスト、地図等を用いる等願います。	
	① 誰が	例) <b>私は</b>
	② 業務は	例) <b>〇〇業務に従事しています。</b>
	③ いつ	例) <b>2月28日午後2時15分頃</b>
	④ どこで	例) <b>〇〇町〇〇番 公民館内図書室で</b>
	⑤ なんのために	例) <b>図書整理作業のため</b>
	⑥ 誰と	例) <b>同僚の高橋主事と共に</b>
	⑦ 何をしている時に	例) <b>図書室の椅子にのり、最上段の棚へ本を並べていたところ</b>
	⑧ どうして	例) <b>椅子の端に寄りかかると椅子が傾いてしまい、椅子から足を滑らせて</b>
	⑨ どうなったので	例) <b>転倒し、床に着く際に左手と左足首を強打しました。</b>
	⑩ どうしたか	例) <b>すぐに〇〇病院で診察してもらったところ、</b>
	⑪ 医師の所見	例) <b>左手首捻挫、左足関節骨折、〇日間の通院・加療と診断されました。</b>
	⑫ 今の状態	例) <b>左足首はギブスをしており、1週間に1度、通院しています。</b>
⑬ その他		
	イ 被災日＝受診日でないときは、その理由及びその間の自覚症状の推移	例えば、再現写真にコメントを付ける等により分かりやすく示してください
	ロ 転医したときは、その理由(公務災害経過報告書にも記載してください)	
	ハ 負傷等の原因が物品によるときは、形状及び重量	
	ニ 勤務時間外のときは、その理由及び従事内容	
	※ 負傷等のため、事務担当者が代筆したときは、次のとおり記載する。	
	例) <b>請求者右腕負傷のため代筆した。</b>	
	<b>令和〇〇年4月4日 主事 気仙 和也 (印)</b>	記載された事項については、その事実を十分調査して証明してください 災害発生の状況に誤りがあるときは、別紙で「所属長の意見」として記載します
*3 所 長 の 証 明 の	1 及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和〇〇年〇月〇日 ※ 請求年月日以後の日付になります	
	所属部局の	所在地 〇〇郡〇〇町〇〇番〇号 名称 〇〇町役場〇〇課 長の職氏名 〇〇課長 □□△△
4 添付する資料名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 見取図 <input type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input type="checkbox"/> 既往歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
5 任命権者の意見	<b>9</b> <b>1 2</b> 令和〇〇年 <b>3月3日</b> 所属長の証明年月日以降になります 氏名 〇〇町長	<b>本件は自己職務遂行中の負傷であり、公務上の災害と認められる。</b> 請求書裏面下段の「注意事項」5の16種類の記号番号を記入する 任命権者の職
	請求書裏面下段の「注意事項」4の9種類の記号番号を記入する	公務上の災害であるか判断できない場合は、その旨の意見を記載する。 (例)「本件は公務に起因する疾病であるか否か判断困難です。」

(3) 診断書

原則として、被災後最初に受診した医療機関の診断書を添付してください。ただし、次の場合は転医先の診断書を添付又は追加してください。

① 応急手当等を受けて転医した場合は、転医先の診断書だけを添付

② 転医先において傷病名が追加された場合等は、認定請求傷病名をもれなく含んだ診断書を添付

注1) 基金から療養補償として支払われる文書料（消費税は非課税）は、認定請求書に添付して基金に提出した診断書（原本）1通分に限りです。したがって、サービス上の理由等で取得した診断書等については、被災職員の自己負担となります。

注2) 腰部疾患の場合は、「公務傷病診断書（腰部疾患）」の様式（106頁）を、頸部疾患の場合は「公務傷病診断書（頸部疾患）」の様式（107頁）を使用してください。

注3) 接骨院や整骨院で施術を受けた場合には、タイトルを「施術証明書」に修正してください。

支部様式第103号

公務傷病等診断書

1 被災職員に関する事項（被災職員又は所属の担当者が記載すること）					
所属名	〇〇町〇〇公民館△△係	職名	主事	氏名	宮城 太郎
生年月日	昭和△△年 ○月 ○日生（△△歳）男・女				
郵便番号・住所	〒000-0000 〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇号				
災害発生日時	令和〇〇年 2月28日（火） 午前・午後 2時15分				
災害発生場所	〇〇町公民館内2階図書室内				
災害発生状況	図書整理作業のため、図書室の椅子にのぼって本棚の最上段に本を並べていたところ、椅子の端に寄りすぎて椅子が傾いてしまい、椅子から足を滑らせ転倒し、床に着いた際に左手首及び左足首を負傷しました。				
上記災害に関係のある既往病歴	無	有	傷病名	発症時期	年 月
			受診医療機関	治癒時期	年 月
			発症原因		
2 傷病に関する事項（医療機関が記載すること）					
初診日	令和〇〇年 ○月 ○日				
上記災害により生じたものと認められる傷病名	左手首捻挫 左足関節骨折		C型肝炎などの血液汚染以外は、「～の疑い」では補償対象になりません。 確定診断名を記入してもらってください。		
検査結果、臨床所見など	左手首骨折認めず。				
療養の見込み	初診日から約60日間の療養を要する見込み 入院の要否 <input checked="" type="checkbox"/> 要（約30日間） <input type="checkbox"/> 否				
上記のとおり診断いたします。					
令和〇〇年 3月 1日					
所在地 〇〇市〇〇〇町 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号					
[医療機関] 名称 〇〇〇病院					
電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇					
医師名 〇〇 □△					

【地方公務員災害補償基金宮城県支部（022-211-2243）提出用】



(4) 公務災害（通勤災害）経過報告書

初診時から認定請求時までの状況を記載願います。（医療機関に記載してもらう必要はありません。）

注）複数の病院・医院にかかっている場合は、病院・医院等毎に作成してください。

支部様式第 102 号

公務災害（通勤災害）経過報告書

令和〇〇年 〇月 〇日

地方公務員災害補償基金宮城県支部長 殿

所属名 〇〇町〇〇課  
職・氏名 主事 宮城太郎

療養の経過等については、下記のとおり相違ありません。

災害発生日	令和〇〇年 4月 2日		
受診医療機関名	〇〇〇病院 所在地 〇〇市〇〇丁目〇〇-〇〇 〔TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〕		
共済組合員証等使用の有無	1 当初から使用していない 2 現在も使用している（理由 ） 3 (〇〇年〇月〇日) まで使用していたが、その後は使用していない		
症状の推移（検査内容結果、治療内容、主訴病休状況等を具体的に記入）	〔初診時から認定請求時までの状況を記入〕  〇〇年 〇月 〇日 初診（診断名：右足関節骨折） 〇〇年 〇月 〇日 入院 〇〇年 〇月 〇日 レントゲン検査 〇〇年 〇月 〇日 手術施行 〇〇年 〇月 〇日 ギプス固定 〇〇年 〇月 〇日 ギプスが取れ、松葉杖で歩行 〇〇年 〇月 〇日 退院 〇〇年 〇月 〇日 職場復帰 〇〇年 〇月 〇日 通院(リハビリ) 年 月 日 〔既に治ゆ（症状固定）した場合は、治ゆ年月日を記入〕 治ゆ 〇年 〇月 〇日		
入院した場合の利用病室	普通室 ・ 上級室（個室）		
上級室（個室）の利用期間・利用料金	月 日～ 月 日（ 日間） 1日 円	上級室（個室）の利用理由	
補装具使用の有無	有 ・ 無		

共済組合員証等を誤って使用した場合は、最初から使用していないようにできないか、医療機関に確認願います。

なるべく最新の状況まで記入してください。治ゆしていれば治ゆ日まで入れること。

※転医した場合は医療機関毎に作成し、転医理由を症状の推移欄に記入すること。

(5) 現認書

被災を目撃した者がいれば、その者が記載します。現認者から見た災害発生の状況及び確認した事柄等を事実のとおりありのまま具体的に記載してください。

注1) 現認書と事実証明書はいずれか一方を添付しますが、目撃者がいる場合には「現認書」によります。

注2) 現認書を提出する場合には、被災者と現認者の位置関係が分かるような資料を添付してください。

支部様式第106号

現 認 書  
 事 実 証 明 書

(被災職員の所属) 〇〇町 〇〇課 〇〇係	(被災職員の職, 氏名) 主事 宮城 太郎
(災害発生の日時) 令和〇〇年 2月 28日(火) 午前, 午後 2時15分頃	
(災害発生の場所) 〇〇町役場庁舎内東側1階階段	
【災害発生又は証明事実の概要】 (以下の内容を簡潔に文章化してください。)	
① 被災時に、自分がどこで、何をしていたか	
② 被災者との位置関係はどうだったか	
③ 被災者は何をしていたか	
④ 被災者はどうして負傷したか	
⑤ 負傷はどの部位で、どの程度か	
⑥ その時、自分はどうしたか	
⑦ その後、被災者はどうなったか	
⑧ その後、自分はどうしたか	
※ 現認者は、見たこと、聞いたこと、行ったことを具体的に記入し、主観的表現は避けてください。	

上記のとおり 現認 しました。  
証明 します。

令和〇〇年 4月 1日

現認者又は事実証明者 所属(住所) 〇〇町〇〇課〇〇係  
職、氏名 主事 高橋 青葉

地方公務員災害補償基金宮城県支部長 殿

- (注) 1 現認者がなく、災害発生の報告があったときは、通報を受けた受報の事実を証明してください。
- 2 現認者が所属職員以外の場合は、住所又は所属(会社名等)を記入してください。

(6) 事実証明書

報告を受けた者（又は現場を調査した者）が記入します（目撃者がいれば現認書が優先します）。

災害の事実を調査（確認）又は報告を受けた者が作成するものであり、記載者が所属の上司に記載してもらう必要はありません。調査した者又は報告を受けた者が事実のとおりありのまま具体的に記載してください。

支部様式第106号

現 認 書  
 事 実 証 明 書

(被災職員の所属) 〇〇町 〇〇課 〇〇係	(被災職員の職, 氏名) 主事 宮城 太郎
(災害発生の日時) 令和〇〇年 2月 28日 (火)	午前 , 午後 2時15分頃
(災害発生の場所) 〇〇町役場庁舎内東側1階	
【災害発生又は証明事実の概要】 (以下の内容を簡潔に記載に文章化してください)	
① 報告を受けたとき、自分はどこで、何をしていたか	
② いつ、どのような方法で、誰から、どのような内容の報告を受けたか	
③ 報告に対して確認したのであれば、負傷の部位、程度及び現場の状態	
④ その後、自分で行ったこと又は確認した事項があれば、その内容	
⑤ 報告に対して自分は何をして、どのような指示をしたか	
※ ⑥ 被災後、被災職員はどうか	
⑦ その後、報告を受けた事項があれば、いつ、どのような方法で、誰から、どのような内容の報告を受けたか	
※ ⑤⑥⑦については、参考程度に記述してください。	

上記のとおり 現認 しました。  
証明 します。

令和〇〇年 4月 1日

現認者又は事実証明者 所属 (住所) 〇〇町〇〇課〇〇係  
職、氏名 〇〇課長 東 花子

地方公務員災害補償基金宮城県支部長 殿

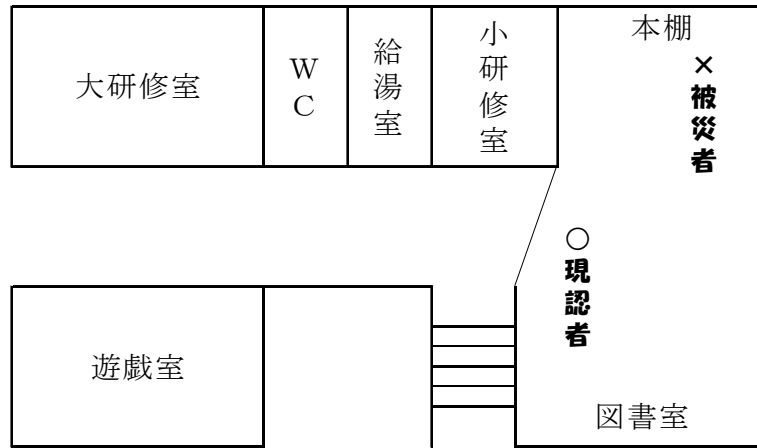
(注) 1 現認者がなく、災害発生の報告があったときは、通報を受けた受報の事実を証明してください（上司である必要はありません）。

2 現認者が所属職員以外の場合は、住所又は所属（会社名等）を記入してください。

**(7) 災害発生現場見取図**

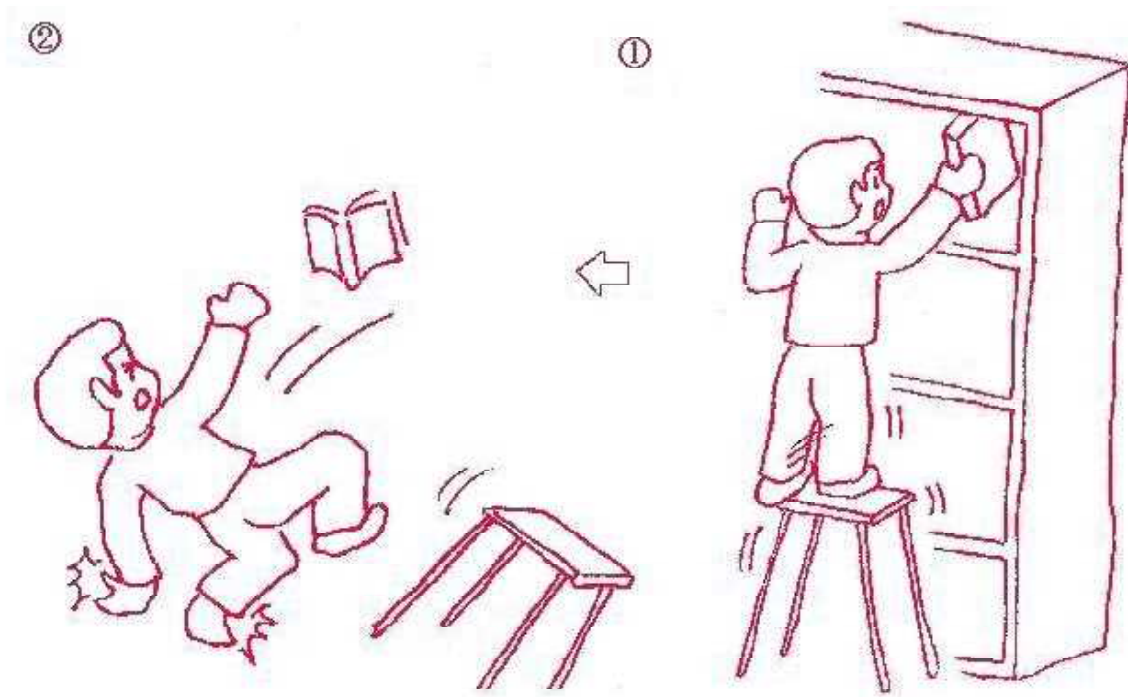
災害発生現場見取図は、災害発生の状況を図面上で具体的に表すことが必要です。被災職員、現認者はもちろんのこと、他に災害と関連のある者や周りの状況についても記載してください。

公民館見取図



**(8) 被災の状況図**

災害発生の状況が分かるよう、デジタルカメラの写真等を提出してください。



公務災害認定請求書の災害発生状況欄の記入例

① 自己の職務遂行中の負傷の場合

2 災 害 発 生 の 状 況	<b>私は、自己の職務である給食調理の準備のため、11月23日午前10時50分</b>
	<b>頃、調理場内の給食調理室の調理台に向って、同僚の下野さんと並んで、当日</b>
	<b>の献立であるすまし汁に入れるキャベツを、右手に包丁を持ち、左手でキャベ</b>
	<b>ツをおさえながら、包丁で刻んでいたところ、誤ってキャベツの根に近い部分</b>
	<b>に包丁が当って滑り、左手人差し指の先のあたりを切ってしまいました。</b>
	<b>直ちに同僚の下野さんに付添ってもらい、場内の事務室で応急手当を受けた</b>
	<b>あと、場長に報告し、その指示により近くの〇〇外科医院に行き治療を受けま</b>
	<b>したが、思いのほか傷が深く入院が必要ということになり、医師の指示により、</b>
<b>11月24日から△△大学病院に転医し入院して治療を受けています。</b>	

(添付書類)

- ・ 公務傷病等診断書
- ・ 現認書又は事実証明書
- ・ 被災の状況図
- ・ 事務分掌の写し
- ・ 当日の給食の献立表の写し
- ・ 公務災害（通勤災害）経過報告書
- ・ 災害発生現場見取図
- ・ 出勤簿の写し
- ・ 当日の作業分担表の写し

※交替制勤務の場合：勤務割表、勤務時間に関する規程、作業日誌等

※宿日直勤務の場合：宿日直勤務命令簿、作業日誌等

任命権者の意見	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">9</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">9</div> </div> <p style="margin: 0;"><b>本件は自己職務遂行中の負傷であり、公務上の災害と認める。</b></p> <p style="margin: 0;">令和〇年〇月〇日</p>
	任命権者の職・氏名 <b>〇〇市教育委員会</b>

② 訓練中の負傷の場合

2 災 害 発 生 の 状 況	私は11月4日午後1時42分頃、〇〇市消防署西側訓練棟において、高層建築
	火災時の緊急脱出、並びに高所での救助活動に対応するため、座席降下訓練を
	実施中、垂下点の安全マット(縦±80cm×横230cm×厚さ50cm)上に着地、
	「降下終了」報告をした後、マットから降りようとした際、バランスを崩し右
	足をマットの縁より踏みはずしたと同時に右足首部に激痛が走り歩行不能にな
	りました。直ちに近くで救助訓練をしていた山下消防上長と細川消防上長に状
	況を報告して椅子に座らせてもらった後、右足関節部分に応急手当て(テーピ
	ング)をしてもらい、警防課事務室に戻り救急救助係高野主任と共に公用車で
市内の□□整形外科病院に行き治療を受けました。	

(添付書類)

- ・公務傷病等診断書
- ・現認書又は事実証明書
- ・被災の状況図
- ・訓練参加者名等
- ・出張命令書の写し
- ・公務災害(通勤災害)経過報告書
- ・災害発生現場見取図
- ・出勤簿の写し
- ・訓練実施計画書又は訓練中であることを証明できる資料

任命権者の意見	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;">9</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;">1</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;">4</div> </div> <p style="margin-left: 20px;">令和〇年〇月〇日</p>	<p><b>本件は訓練中の負傷であり、公務上の災害と認める。</b></p>
	任命権者の職・氏名   〇〇市長   〇〇〇〇〇	

③ 出張中の負傷の場合

2 災 害 発 生 の 状 況	<b>私は上司の命を受け、同僚の小林さんの運転する公用車(□53と1234)の</b>
	<b>助手席に乗り、市道123号線拡張工事の中間検査のため、市内〇〇町に出張し</b>
	<b>ました。午後検査を終了し、公用車で帰庁する途中、1月18日午後4時20分頃、</b>
	<b>県道〇〇線の〇町交差点で、赤信号のため停止し、信号待ちをしていたところ、</b>
	<b>後続のライトバン(▽▽会社所有東山一郎運転)に突然追突されてしまい、そ</b>
	<b>の衝撃で、公用車のフロントガラスに顔を強くぶつけてしまいました。直ちに、</b>
	<b>同僚の小林さんが警察と職場に連絡し、警察の現場検証を受けましたが、私は</b> <b>救急車で市内の△△市民病院に運ばれ、治療を受けました。</b>

(添付書類)

- ・公務傷病等診断書
- ・現認書又事実証明書
- ・被災の状況図
- ・出張命令簿の写
- ・事務分掌の写
- ・交通事故証明書（原本）
- ・交通事故発生状況報告書
- ・公務災害（通勤災害）経過報告書
- ・災害発生現場見取り図
- ・出勤簿の写
- ・出張の経路図（既製の地図に経過及び災害発生場所を記載したもの）
- ・第三者加害行為による災害状況届
- ・誓約書

任命権者の意見	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin: 2px;">9</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px 5px; margin: 2px;">1</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px 5px; margin: 2px;">6</div> </div>	<p style="text-align: center;"><b>本件は出張中の負傷であり、公務上の災害と認める。</b></p> <p style="text-align: center;">令和〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">任命権者の職・氏名      〇〇市長   〇〇〇〇</p>
---------	--	---

④ 特別の事情の下にある場合の出・退勤途上の場合

2 災 害 発 生 の 状 況	<b>私は前日の午前8時30分から当日の午前8時30分までの24時間勤務を終え</b>
	<b>午前8時35分に自動二輪車(私有車)で消防署を出て、通常の通勤経路を通っ</b>
	<b>て退勤する途中、午前8時50分頃、市道20号線の○町附近の信号機のない交</b>
	<b>差点を直進しようとしたところ、左側の狭い道路から一時停止をしないで飛び</b>
	<b>だしてきた軽貨物トラックの側面に衝突してしまいました。</b>
	<b>その際、転倒し、頭を道路にぶつけ、一時気を失ってしまいましたが、近所</b>
	<b>の人の通報でかけつけた救急車で市内の△△大学病院に運ばれ、そのまま入院</b>
	<b>しました。</b>
	<b>△△大学病院に転医し入院して治療を受けています。</b>
	<b>なお退勤する途中、通勤経路からの逸脱・中断はありませんでした。</b>

(添付書類)

- ・公務傷病等診断書
- ・現認書又は事実証明書
- ・被災の状況図
- ・時間外勤務命令簿等の写
- ・交通事故証明書
- ・誓約書
- ・勤務割表
- ・通勤届の写し
- ・公務災害（通勤災害）経過報告書
- ・災害発生現場見取図
- ・出勤簿の写
- ・事故発生状況報告書
- ・第三者加害行為による災害状況届
- ・事務分掌の写
- ・勤務時間に関する規程
- ・経路図（既製の地図に経過及び災害発生現場を記載したもの）

任命権者の意見	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">9</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">14</div>	<p><b>本件は特別の事情の下にある場合の退勤途上の負傷であり、公務上の災害と認める。</b></p> <p>令和○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">任命権者の職・氏名      ○○市長    ○○○○</p>



⑤ レクリエーション参加中の負傷の場合

2 災 害 発 生 の 状 況	<b>私は8月27日午後2時30分頃、〇〇県立体育館において、地方公務員法第42</b>
	<b>条に基づき企画・立案・実施された県及び地方職員共済組合主催の令和4年度</b>
	<b>所属対抗バレーボール大会において、対人事課戦に選手として参加していた</b>
	<b>ところ、相手方の打ったサーブを受けようとして、左足で地面を強く蹴って前</b>
	<b>に出ようとしたとき、右足首を捻り、右足首の裏側に急激な痛みを感じ、その</b>
	<b>場に転倒して起きあがれなくなりました。</b>
	<b>同僚の助けを借りて、直ちに近くの〇〇整形外科に連れて行ってもらい受診</b>
	<b>したところ、右アキレス腱断裂で全治1カ月との診断を受けました。</b>

(添付書類)

- ・公務傷病等診断書
- ・現認書又は事実証明書
- ・被災の状況図
- ・レクリエーション年間計画表等
- ・メンバー表
- ・その他状況に応じた資料
- ・レクリエーション大会企画・立案実施に係る一連の起案の写、もしくは通知の写など
- ・公務災害（通勤災害）経過報告書
- ・災害発生現場見取図
- ・出勤簿の写
- ・バレーボールのトーナメント表
- ・参加者数の分かる資料等

任命権者の意見	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">9</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">16</div>	<p><b>本件は、地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者と地方職員共済組合が共同で企画・立案・実施したレクリエーションに参加中の負傷であるので、公務上の災害と認める。</b></p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>任命権者の職・氏名      〇〇市長   〇〇〇〇</p>

⑥ 腰部疾患の場合

2 災 害 発 生 の 状 況	<p><b>被災当日は、学習発表会のためのステージでの練習が始まるので、男子職員9名とステージ上に置いてあるグランドピアノ(寸法幅150cm、奥行164cm、高さ100cm、重量約300kg)を、ステージから体育館の7フロアに降ろすことになりました。</b></p>							
	<p><b>ステージ上に3名、ステージの下に5名おり、私と成沢教諭はステージから7フロアにかけてある階段を降りながら、降ろしていくことになりました。私は両手でピアノの箱の部分の下側のへりに手をかけ、カーブ、持ち上げるようにしながら、みんなの動きに合わせて、一歩ずつ階段を降りていました。そしてピアノがだいぶ下にくて、ステージ上の3人が持っていられなくなったので、3人がほとんど同時に手を放したとき、一瞬グッとピアノが30cm位下がり、私は、とっさのことで、ピアノの動きに合わせて階段を降りることができず、前かがみの不自然な態勢で重量を支えてしまいました。その時、腰と背中に激痛がはしり、身動きができなくなりました。</b></p>							
	<p><b>私は成沢教諭、吉田教諭によって保健室に運ばれ、少し休んでから、吉田教諭の付添いで〇〇病院に行きました。診察の結果、急性腰痛症で、10日間の入院加療が必要と診断されました。現在は、週2回の通院をし、けん引と投薬を愛けています。</b></p>							
	<p><b>なお、私の身長は170cm、体重65kgで腰痛の既往病歴はありません。</b></p>							
*3 所 長 属 の 部 証 局 明 の	<p>1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">所属部局の</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">所 在 地</td> <td>〇〇市〇〇区〇〇〇町5-4</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">名 称</td> <td>〇〇市立〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">長の職氏名</td> <td>校長 〇〇〇〇</td> </tr> </table>		所 在 地	〇〇市〇〇区〇〇〇町5-4	名 称	〇〇市立〇〇小学校	長の職氏名	校長 〇〇〇〇
所 在 地	〇〇市〇〇区〇〇〇町5-4							
名 称	〇〇市立〇〇小学校							
長の職氏名	校長 〇〇〇〇							
4 添付する資料名	<p><input checked="" type="checkbox"/> 診断書   <input checked="" type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書   <input type="checkbox"/> 交通事故証明書   <input type="checkbox"/> 第三者加害報告書   <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写   <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿の写   <input checked="" type="checkbox"/> 見取図   <input type="checkbox"/> 経路図   <input type="checkbox"/> 関係規程   <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写   <input type="checkbox"/> 既往歴報告書   <input type="checkbox"/> X線写真   <input type="checkbox"/> 写真   <input type="checkbox"/> 示談書   <input checked="" type="checkbox"/> その他</p>							
5 任命権者の意見	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">9</span>   <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px 10px;">1</span>   <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px 10px;">2</span> </p> <p style="text-align: center;"><b>本件は自己職務遂行中、重量物を取り扱うに当たって、事故的に発生した腰痛症であり、公務上の災害と認める。</b></p> <p style="text-align: center;">令和〇年10月26日</p> <p style="text-align: center;">任命権者の職・氏名   〇〇市教育委員会</p>							

## (説明及び記載要領)

腰部は常に屈曲、伸展、回旋等の運動を行って体重の負荷を受けており、また脊柱等も加齢によって変化してきます。一般に腰痛とは、腰部及び背部の痛みをいい、「腰痛症」、「腰部捻挫」、「腰椎捻挫」、「腰椎椎間板症」等いろいろな診断がなされますが、公務災害の認定基準には、すべて「**疾病**」として区分されます。

その発症の原因は様々ですが、腰部に過度の負担を加える労働態様等の外的要因に加えて、加齢による腰椎の変性や日常生活における運動量等の個体的要因も発症に影響を及ぼすため、単に仕事に腰痛が発症したからというだけでは、その災害が公務上か否かの判断はできません。

したがって、腰痛を発症させた原因とされる職務に従事中の出来事について詳細な説明が必要となります。

### [留意事項]

① 腰痛を発症させた出来事、動作については具体的にかつ詳細に記載します。動作を詳しく記述することが困難な場合も少なくないので、写真や状況図を利用した災害発生時の詳細な状況報告書を添付してください。

特に通常の動作と異なる動作によって、腰部に急激な力の作用が突発的に生じたことが災害性の原因による腰痛の要件であることから、これに当たる動作については、具体的に記載する必要があります。

② 取扱った物が主な原因となる場合は、物の形状、重量などを必ず記載してください。

③ 認定請求時に既に休業あるいは療養が終わっている場合には、認定請求書の「傷病の部位及びその程度」の欄に実休業期間、実療養期間としてその期間を記載してください。

④ 被災職員の身長、体重は必ず記入してください。

⑤ 「公務傷病等診断書(腰部疾患)」(支部様式第104号)とともに資料として「腰部疾患状況報告書」(支部様式第108号)を添付してください。

### 【「急性症状に限定して公務上」という認定とは】

腰痛の既往歴又は基礎疾患(椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、すべり症等)がある場合で、腰痛そのものは消退又は軽快している状態にあるとき、公務遂行中に生じた災害性の原因により再び腰痛を発症させ、又は増悪させ、療養を要すると認められる場合においては、急性症状のみを公務上と認定することがあります。この場合における療養期間は、急性症状の消退期間までとなります。

⑦ 脳・心臓疾患の場合

2 災 害 発 生 の 状 況	<b>私の夫は、令和○年4月1日○○課に異動となり、死亡した日まで連日のように時間外勤務をし、早く家に帰ってくることはほとんどありませんでした。</b>	
	<b>ことに災害発生前4週間は、日曜日も出勤し、夜11時より早く帰宅したことはありませんでした。死亡日は午前2時ごろ帰宅して大変疲れた様子でしたが、家に帰ってからも持ち帰った書類を調べており、寝床に入ったのは午前3時30分ごろでした。</b>	
	<b>被災当日は、7時20分に家を出ましたが、午前11時30分ごろ、役所から夫が倒れ、直ちに△△病院へ救急車で運ばれたという電話を受けました。</b>	
	<b>私はすぐに病院へかけつけましたが、夫は既に死亡しておりました。</b>	
	<b>後で同僚の方から聞いたのですが、部長室で○○用務の打ち合せ中突然前めに倒れたということでした。</b>	
*3 所 長 の 証 明 の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和○年 <b>7月11日</b>  所属部局の { 所在地 <b>○○市○○町○○1-2-3</b> 名 称 <b>○○市○○部○○課</b> 長の職氏名 <b>課長 ○○○○</b>	
4 添 付 す る 資 料 名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 見取図 <input type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input checked="" type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 既往歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
5 任 命 権 者 の 意 見	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">9</div> <div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 2px;">16</div> <b>本件は、公務の過重によって発症したものと思われ、公務上の災害と考えられる。</b>  令和○年 <b>7月13日</b>  任命権者の職・氏名 <b>○○市長 ○○○○</b>	

### **(説明及び記載要領)**

脳、心臓関係の疾病のうち、負傷を契機としないで発症する疾病は種々の原因が複雑に絡みあって発生するものとされており、被災職員がもともと有している素因（体質）又は基礎疾患（動脈硬化、高血圧等）により発病する場合が極めて多く、また、病態も多種にわたっているとされています。したがって、ただ単に仕事中に発病したからといって、その災害を公務に起因するものと判断することはできません。

このような脳、心臓疾患が公務上の災害として認められるには、公務による明らかな「過重負荷」によって発症したもので、かつ、症状の出現までの時間的経過が医学上妥当であることが必要です。「過重負荷」とは、血管病変等とその自然経過を超えて急激に著しく増悪させると医学経験則上認められる負荷のことを言います。

このため、認定請求を行うに当たっては、これらを判断するために様々な資料の添付が必要になります。

災害発生の状況欄は、災害的事実と疾病発生の時期及び経過等について概要のみを記載し、詳細については添付資料で明らかにしてください。（心・血管疾患及び脳血管疾患の認定調査票）

⑧ 通勤災害の場合

2	(1) 災害発生の日の勤務開始（予定）時刻又は勤務終了の時刻	午前 8 時 30分ごろ
	(2) 災害発生の日に住居を離れた時刻	午前 8 時 5分ごろ
	(3) 災害発生の日に勤務場所を離れた時刻	午後 時 分ごろ
	(4) 災害発生の状況	
災害発生の状況	<p><b>私は、勤務先である〇〇水道事業所に出勤するため、午前8時5分頃、原付バイク(50cc)で自宅を出発し、国道〇号線を事業所に向かって走行していました。</b></p> <p><b>前記時刻、前記場所の交差点において、赤信号で停車しておりましたが、青信号に変わったので直進しようと2～3m走行したところ、左折車(乗用車)に巻き込まれる形で接触し、左顔面と左下腿を負傷しました。</b></p> <p><b>その後、相手方運転手が呼んだ救急車で△△病院に搬送され、「左顔面挫創、左下腿打撲」と診断されました。その後勤務先の□□主事にその旨を連絡しました。</b></p>	
*3	<p>1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和〇年<b>2月27日</b></p> <p>所属部局の { 所在地 <b>〇〇郡〇〇町〇〇1-2-3</b>          名称 <b>〇〇町〇〇水道事業所</b>          長の職氏名 <b>所長 〇〇〇〇</b></p>	
4 添付する資料名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input type="checkbox"/> 通勤届の写 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input type="checkbox"/> 既往歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
5 任命権者の意見	<p><b>9</b>   <b>16</b>   <b>本件は、合理的な経路及び方法での出勤途上の事故による負傷であり、通勤による災害と認められる。</b></p> <p>令和〇年<b>3月1日</b></p> <p>任命権者の職・氏名   <b>〇〇市長 〇〇〇〇</b></p>	

## (説明及び記載要領)

通勤災害とは、勤務のため、(1)住居と勤務場所との間の往復、(2)勤務場所から他の勤務場所への移動、(3)①の往復に先行し又は継続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいいます。したがって、その往復の経路を逸脱し、又はその往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復中の災害は通勤災害とされません。

ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。

(2)の勤務場所から他の勤務場所への移動については、①(1)の勤務場所から他の勤務場所への移動、②労働者災害補償法の適応事業にかかる就業の場所から勤務場所への移動、③国家公務員災害補償法に規定する職員の勤務場所から勤務場所への移動、④その他の勤務場所並びに②及び③に掲げる就業の場所に類するものとされており、地方公務員法、教育公務員特例法及び地方独立行政法人法に掲げられている、違法兼業の規定に違反して就業している職員については除外されているものです。

(3)の(1)の往復に先行し又は後続する住居間の移動については、単身赴任手当の支給を受ける職員及び当該職員と均衡上必要があると認められる職員が行う移動とされているものです。

通勤災害の認定請求の際には、その通勤行為を構成している要素、すなわち「勤務のため」、「住居」、「勤務場所」、「合理的な経路及び方法」、「逸脱」、「中断」等を明らかにするため、これらについての正確な記載が必要となります。通常の通勤方法、経路と異なっているとき、あるいは逸脱、中断があったとき等は、さらに詳しい記載が必要です。

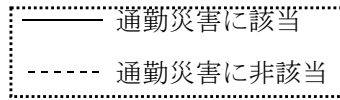
### 経路図作成の留意点

- ① 既成の地図（住宅地図、道路マップ等）を縮小コピーするなどして、ワンペーパーにしてください。
- ② 当日の災害発生場所までの経過を赤線で、以後の予定経路を青線で示してください。  
事情により通勤届出上の経路と異なる経路で被災した場合は、通勤届出上の経路も同地図に示すこと。
- ③ 地図上に「自宅」、「勤務場所」を記入し、災害発生場所を×で示してください。

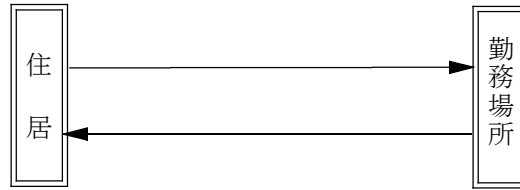
通勤途上の場合、公務中の場合と比べ災害発生場所がいろいろ多様になっており、したがって、それが適切に示されないと発生状況を把握し難い場合がありますので、その点にも留意してください。

また、災害が交通事故等の第三者の加害行為によって発生した場合には、通勤災害に必要なとされる添付資料に加えて、さらにいくつかの資料を添付しなければなりません。この際の添付資料の記載例については、「第三者加害行為事案」（51頁から64頁）に示してありますので参照してください。

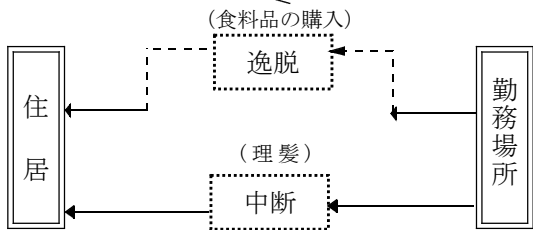
○ 通勤災害の概念図



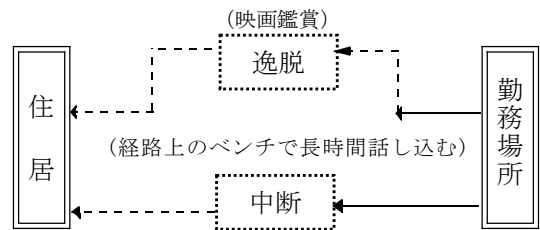
合理的な経路及び方法の場合



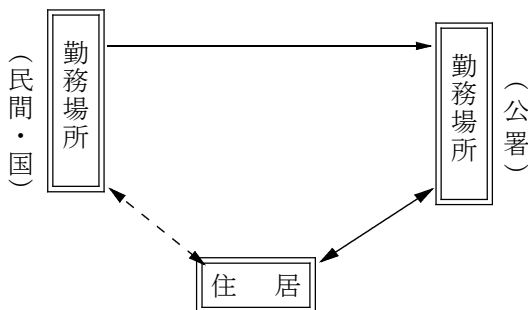
逸脱又は中断した場合 [総務省令で定める日常生活上必要な行為の場合]



逸脱又は中断した場合 [総務省令で定める日常生活上必要な行為以外の場合]

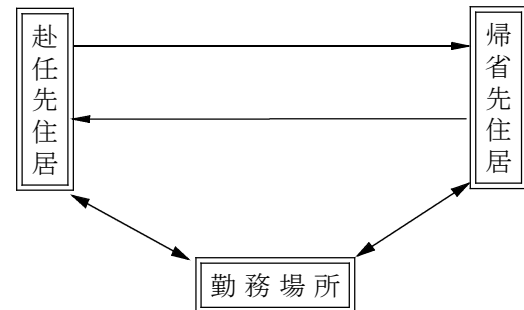


複数就業者の就業の場所から公署への移動（無許可兼業等に係る移動については除く。）である場合。

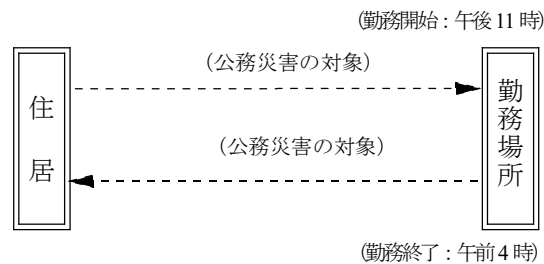


※「公署」から「民間・国」への移動については、労災保険制度等の取り扱いが検討されることとなる。

単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動である場合



(参考) 公務の性質を有する場合





## 4 再発・傷病名追加

### (1) 再発

#### ① 再発

再発とは、いったん治ゆの認定を受けた後に当初の傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び療養を必要とするに至ったことをいいます。

再発と認められるのは、次の場合です。

ア 傷病がいったん治ゆした後に私的な原因もなく、自然的経過により症状が悪化した場合。

イ 当該傷病について、もはや医療効果が期待できないために治ゆと認定された後に医学の進歩等により医療効果が期待されるようになった場合。

したがって、傷病が治ゆした後に別の災害を受けた場合、あるいは治ゆ認定に瑕疵があり、実際にはまだ治っていない場合は、ここにいう「再発」にはあたりません。

初発傷病と再発傷病とは必ずしも同一の傷病名であることを要しません。また、初発傷病の原因となった事故と相当因果関係をもって発症した傷病についても、再発として取り扱います。

再発傷病について必要な補償を受けるためには、改めて認定請求を行うことになります。

#### ② 認定請求手続

認定請求は、公務又は通勤災害認定請求書の上部左余白に「再発」と朱書きしてください。

ア 認定請求書の「災害発生の状況」欄には、主として次の事項を記入します。

○災害の概要及び認定済の番号・傷病名、治ゆ年月日

○当初認定傷病の治ゆ時から再発傷病発生時までの症状及び行動の経過並びに傷病の現状

○治ゆ後、私的な事由により同一部位を痛めたことなどの事実の有無

イ 添付資料

○診断書……再発傷病名、諸病の部位及びその程度の外に再発傷病と初発傷病（又は災害）との関係について医師等の所見が記入してあるもの

○経過報告書……初発傷病の治ゆ日以降の通院について、医療機関ごとに作成する。

なお、事案によっては、これ以外にも認定上必要な書類提出を求めることがあります。

## (2) 傷病名追加

### ① 傷病名追加

傷病名追加とは、認定請求を行った後、治ゆの認定を受ける前までの間に当初の災害と相当因果関係をもって傷病が新たに生じ、その傷病に関し療養を必要とする場合をいいます。

傷病名追加と認められるのは、次の場合です。

ア 本来診断されるべき傷病が、当初の診断書に記載されていなかった場合。

イ 既に認定請求をした傷病に起因して、療養中に新たに別の傷病が発生した場合。

追加された傷病について必要な補償を受けるためには、改めて認定請求を行うことになります。

### ② 認定請求手続

認定請求は、公務又は通勤災害認定請求書の上部左余白に「傷病名追加」と朱書きしてください。

ア 認定請求書の「災害発生の状況」欄には、主として次の事項を記入します。

○災害の概要及び認定済の番号・傷病名

○災害発生時から追加認定請求時までの自覚症状の経過及び療養状況

○被災後、私的な事由により同一部位を痛めることなどの事実の有無

イ 添付資料

○診断書……追加の傷病名、傷病の部位及びその程度の外に追加の傷病と当初の傷病（又は災害）の関係について医師等の所見が記入してあるもの

なお、事案によっては、診断書以外にも認定上必要な書類の提出を求めることがあります。